

平成 31 年 2 月 8 日

関係各位

始良市長 湯元 敏浩

回答書

始良市複合新庁舎（本庁舎）建設基本・実施設計業務に関する質問書について、次のとおり回答します。

番号	書類名称 (項)	質問事項	回答
1	実施要領 (5 参加資格要件)	参加資格に「基本設計及び実施設計に関する業務」と記載があります。同種実績を証明する書類（履行証明書、業務従事証明書）に「実施設計（基本設計の修正を含む）」と記載があるので、基本設計、実施設計を行ったものと考えているのですが、認められるでしょうか。	基本設計及び実施設計の実績として認めるものとします。
2	様式集 様式第 3 号	上記実績は J V 受注ですが、当社は構成員としての実績です。ただ、現在は代表者構成員の会社を吸収合併したので、上記実績は代表構成員の実績として認められるのでしょうか。また、合併したことを証明する書類は必要でしょうか。	構成員代表者の実績として認めます。合併したことを証明する書面が必要となりますので、様式第 2 号（設計事務所の概要）に添付してください。なお、共同企業体の場合は、構成員代表者ばかりではなく、構成員としての立場であっても実績として認めています。
3	様式集 様式第 1 号	共同企業体で参加する場合は、協定書（任意様式）の写しを添付とありますが、共同企業体の構成員の出資比率は任意で宜しいでしょうか。	お見込みのとおり。

4	様式集 様式第5号～ 様式第10号 (備考6)	立場を確認できる資料は PUBDIS の写しや雑誌の写し等で宜しいでしょうか。また、そのような書類がない場合には、発注者に提出した技術者届の写しでも宜しいでしょうか。	「業務における携わった立場を確認できる資料」は、実績の業務名称、規模等及び立場が確認できるもので、発注者が発行した証明書、契約書の写し等を原則とします。ただし、証明書等がない場合は、ご質問のとおり次の資料等を以て替えることとします。 1 PUBDIS の業務カルテ情報の写し 2 発行元がわかる掲載雑誌の写し 3 発注者の受領印等がある技術者届出書の写し 4 TECRIS の実績証明書の写し なお、内容の確認が困難と判断した際は、別途追加資料の提出を求める場合があります。
5	様式集 様式第5号～ 様式第10号 (備考7)	手持ち業務は設計業務のみと考えて宜しいでしょうか。また、手持ち業務が同種業務・類似業務に該当しない場合は「その他」と記載して宜しいでしょうか。	手持ち業務は、設計業務及び監理業務（設計意図伝達業務を除く。）を対象とします。「設計業務名」の欄に設計または監理の別を記入してください。 手持ち業務が同種及び類似業務に該当しない場合は、「施設の概要」欄の用途及び延床面積のみを記入し、「業務」の項目は無記入とします。
6	プロポーザル実施要領 (7(3)イ)	提出部数は各1部とありますが、添付する必要がある写しも各1部で宜しいでしょうか。	お見込みのとおり。

7	プロポーザル実施要領 (5(2)エ)	電気設備主任技術者の資格について 設計業界の実態として、機械設備に比べ電気設備の分野では設備一級建築士の有資格者が著しく少ない現状があります。電気設備主任技術者として、設備設計一級建築士の資格を有さないが建築設備士の資格を有する者の配置を、認めていただくことはできないでしょうか。	実施要領5(2)に記載する配置技術者等の体制により参加資格を満足するものとし、電気設備主任技術者に建築設備士を配置することは認められません。ただし、実施要領5(2)オのとおり、各主任技術者については、協力者(協力事務所)を加えることができますこととしています。
---	-----------------------	---	--

【事務局】

始良市役所 総務部 行政管理課 庁舎建設係

TEL : 0995-66-3075 FAX:0995-65-7112

E-mail:tyosha@city.aira.lg.jp

※本件に関する再質問の受け付けは行いません。

また、電話等での個別の回答もいたしません。